

みなし健診で「記念品」を贈呈します！

担 国保年金係（内線 1405）

みなし健診は特定健診を受けていない方で、特定健診と同等の検査項目を受けている場合に、その結果を町へ提出していただくことで、特定健診を受診したとみなすことができる制度です。

提出していただいた検査の結果は、今後の保健事業へ生かすことができます。提供いただいた方には、シルクスタンプ商品券 1,000 円分を贈呈します。



●持参物

- ①健診（検査）結果の原本
- ②国民健康保険の資格確認ができる証明（資格確認書等）

●提出先 保健福祉課国保年金係（1 階 4 番窓口）

かわまたオレンジカフェ開催のお知らせ

担 地域福祉係（内線 1402）

「認知症サポーター養成講座」を開催します。認知症について学んでみませんか？

高齢化率が 45% を超える川俣町。認知症は決して他人ごとではありません。誰もが認知症になる可能性があります。

認知症になっても誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、あなたも「認知症サポーター養成講座」を受講してみませんか？

●日時 11 月 27 日(木) 午前 10 時～正午

●場所 まちなかサロンはなさんしょ（ファズ川俣店 2 階）

●参加費 50 円（コーヒーまたはお茶）

●申込先 川俣町地域包括支援センター（Tel 538-2600）

復興公営住宅入居者募集

問 復興公営住宅入居支援センター
(Tel 024-522-3320)

●期間 12 月 1 日(月)～9 日(火)

●対象住宅と戸数 募集团地の詳細は、11 月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ（右記 QR コード）でお知らせします。



●対象者

- ・避難指示区域等から避難されている方
- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
- ・東日本大震災の地震・津波被災者
- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
- ・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方（入居率が 80% 以下の団地に限る）※住宅に困窮していることが要件となります。

町営住宅入居者募集

担 管理係（内線 1603）

●募集期間 11 月 4 日(火)～11 月 18 日(火)

●受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（閉庁日を除く）

▼対象住宅	▼戸数
① 飯坂団地（飯坂字北古堂道内）	2 戸
② 小綱木団地（小綱木字反田）	4 戸
③ 壁沢団地 1 号棟（字壁沢）	15 戸（1・3～5 階）
④ 壁沢住宅 2 号棟（字壁沢）	3 戸（1・2 階）
⑤ ふもとがわ団地 1 号棟（大字鶴沢字笛田）	11 戸（2～5 階）
⑥ ふもとがわ団地 2 号棟（大字鶴沢字笛田）	9 戸（2～5 階）
⑦ 賤ノ田団地（字賤ノ田）	10 戸（2～5 階）

※壁沢住宅 2 号棟については、UI ターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは係までご相談ください。

●間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

●入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満 60 歳以上。（60 歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
- ⑤収入基準は、所得月額 158,000 円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は 214,000 円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1 名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

●家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

●駐車場 原則 1 戸に 1 台（家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し）



暮らし

第三者行為でケガや病気をしたときは届出を

担 国保年金係（内線 1406）

交通事故や暴力等、ケガに相手（第三者）がいる場合のことを第三者行為といいます。

第三者行為が原因で病気やケガにあっけしき、国民健康保険を利用して治療を受ける場合は、必ず標記担当まで届出（連絡）をしてください。

医療機関からの請求書（診療報酬明細書）の確認の結果、交通事故などの第三者行為によるけがや病気の可能性がある場合には、負傷原因の問い合わせ文書を送付しますので、書類が届いた場合は、速やかに回答をお願いします。



国民年金保険料免除期間・納付猶予期間がある方へ

担 東北福島年金事務所（Tel 535-0141）

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受け取れる年金）の受取額が少なくなります。将来受け取れる老齢基礎年金を増額するために、免除等の期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めることができます（追納といいます）。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。詳しくは、東北福島年金事務所（535-0141）へお問い合わせください。



年金生活者支援給付金制度

担 国保年金係（内線 1405）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要となり、ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象となる方

・老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

- ① 65歳以上であること
- ② 世帯全員が町民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が909,000円以下であること。※昭和31年4月1日以前生まれの方は906,700円以下

・障害基礎年金

・遺族基礎年金を受給している方

- ① 前年の所得が4,794,000円※以下であること。

※扶養親族等の数に応じて増額

●請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

令和7年10月分から新たに支給対象となる方には、日本年金機構より9月1日頃から、年金生活者支援給付金請求書（はがき型）を送付しております（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です）。

- ② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所、または市町村で請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金の請求についてお困りになった際は、給付金専用ダイヤル（0570-05-4092）へお電話ください。



11月は年金月間です

担 国保年金係（内線 1405）

11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」で、ご自分の年金記録を確認してみましょう。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページでご確認ください。



猫の飼い主のみなさまへ

問 生活環境係（内線 1307）

猫は年2回以上繁殖し、毎回数匹の子猫が生まれます。もらい手のいない子猫を増やさないためにも、次のことを心がけてください。

●屋内飼育に努めましょう。

屋内飼育をすることで、交通事故や伝染病の感染などの危険から守ることができます。

またふん尿による近隣トラブルを防止できます。

●不妊・去勢手術をしましょう。

生殖器に起因する病気を予防し、繁殖に関する問題行動を抑制することもできます。

●住みかやえさ場を作らせない。

忌避剤を使用するなどして、野良猫等を空き家や物置等から避け、住みかとするのを防ぎましょう。

●猫を捨てないようにしましょう。

猫の遺棄は犯罪行為です。野良猫になった猫は、交通事故や病気により、寿命は5年以下との報告もあります。飼いつづけることができない場合には、新しい飼い主を探すようにしましょう。

●飼う猫以外にえさはやらない。

「かわいそう」と思った一時の感情でえさを与えると、繁殖が容易になり野良猫の増加につながります。近隣トラブルの原因にもなりますので、絶対にえさは与えないようにしましょう。